

講習選塾予防 ～第10回～

複合用途防火対象物

「複合用途防火対象物」は、その概念は昭和36年当時からありましたが、当初は(16)項という位置づけがあっただけでした。千日デパートビル火災を契機とした一連の法令改正がおこなわれ、(16)項がイとロに分かれた昭和49年に初めて法令用語になりました。

東京理科大学大学院
国際火災科学研究所
教授
小林恭一 博士(工学)

複合用途防火対象物

消防法では、政令で定める二以上の用途に供される防火対象物を「複合用途防火対象物」と呼んでいます(法8条1項)。

「複合用途防火対象物」の概念そのものは、防火管理規制や消防設備規制が全国統一的な規制となった昭和36年当初から存在していましたが、「令別表第一(16)項」という位置づけがあるだけで、「複合用途防火対象物」という用語は、法令上はありませんでした。

この用語が消防法令に入るのは、千日デパートビル火災(昭和47年、118人死亡)を契機に消防法が改正された昭

和49年です。この火災により、複合用途防火対象物の火災が極めて厄介で危険であることが判明したため、複合用途防火対象物に係るさまざまな改正がおこなわれています。

このとき、「令別表第一(16)項」がイとロの二つに分けられ、(16)項イについては、火災危険が極めて高いものと位置づけられてさまざまな規制強化がおこなわれました。スプリンクラー設備の設置規制の強化(令12条1項に6号(現行11号)が新設され、同号ハ(16)項イに掲げる防火対象物の階に対する規制)が定められるなど、その例です。

当初の「令別表第一(16)項」は、店舗併用住宅??

昭和36年当時、「令別表第一(16)項」は、「前各項に掲げる防火対象物以外の防火対象物で、その一部が前各項に掲げる防火対象物の用途のいずれかに該当する用途に供されているもの」とされていました。「前各項(1)項から(15)項まで」に掲げる防火対象物以外の防火対象物」というのは、普通に考えれば戸建て住宅くらいしかありません。すると、(16)項は、「戸建て住宅で、その一部が前各項に掲げる防火対象物の用途のいずれかに該当する用途に供されているもの」となります。「エッ、昭和49年以前は、(16)項は

店舗併用住宅のことだったのか!?!」と、随分驚きました。

半信半疑のまま昨年の予防塾でこの話をしたところ、埼玉県内の塾生から「前各項に掲げる防火対象物」は単一用途の防火対象物を指すのではないかと、このアイデアが寄せられました。なるほど、それなら、(16)項は、「単一用途の防火対象物以外の防火対象物で、その一部が前各項に掲げる防火対象物の用途のいずれかに該当する用途に供されているもの」といつころになり、今の概念と変わりました。

調べてみると、昭和36年5月10日百消甲予発第28号消防庁長官通知第3、1(5)に「(16)項は、いわゆる複合用途防火対象物であるが、主たる用途に従属する部分は、たとえ他の項に掲げる防火対象物の用途に該当する場合においても、独立した用途部分とみるべきものではないこと。たとえば、百貨店の食堂、陳列場等は、百貨店としての用途に含まれることとし、複合用途防火対象物とはしないものであること」とあり、当時の(16)

項も現行の(16)項の概念と同様であることがわかって安心しました。

店舗併用住宅の取り扱い

当初の(16)項の「前各項に掲げる防火対象物以外の防火対象物」は、もちろん戸建て住宅も含みますので、戸建て住宅の一部が(1)項から(15)項までの用途のいずれかに供されていれば(店舗併用住宅であれば)、(16)項に該当することになります。

現行の法8条1項の「政令で定める二以上の用途」は、令1条の2第2項で、「異なる二以上の用途のうち別表第一(1)項から(15)項までに掲げる防火対象物の用途のいずれかに該当する用途が含まれている場合における当該二以上の用途とする」となっています。「いずれかに該当する用途」ですから、(1)項から(15)項までの用途は最低ついでよいはずで、でも、もう一つは…もちろん、戸建て住宅ですよね。

というわけで、当初の(16)項も、現行の「複合用途防火対象物」も、店舗併用住宅を含めることを念頭に置いた書き

ぶりになっていることがわかります。

過去の条文を調べるには

ここまで、条文のそもそもの意味や成り立ちを考えるために、制定時の条文や改正条文を参照してきましたが、実は、過去の条文を調べるのは容易ではありません。2～3年前の条文なら、ちょっと前まで使っていた法令集を見れば済みますが、昭和の時代の法令集を保管しているところは多くはないでしょう。

そこで、私の研究室の仕事として、東京理科大学火災科学研究所センターのHPに「日本の消防法令改正経過検索システム」を作りました。グループなどで「消防法令改正経過」と検索すれば、容易にヒットします。ぜひ試してみてください。間違いと思われる項目を発見された方は、「お問い合わせ」コーナーでご指摘いただければと思います。

